

一般乗合旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令等を発しました

令和8年3月17日に東北運輸局岩手運輸支局が岩手県交通株式会社の胆江営業所に
対し監査を実施しました。

監査の結果、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を発しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：岩手県交通株式会社 代表取締役会長兼社長 本田 一彦
(法人番号：7400001002221)
岩手県盛岡市盛岡駅前通3番55号

営業所：胆江営業所
岩手県奥州市江刺愛宕字前広田310

2. 行政処分等年月日 令和8年7月31日

3. 行政処分等の概要

(1) 事業用自動車の使用停止処分

令和8年8月3日から令和8年9月1日まで(2両×30日間)

(2) 文書警告

4. 違反の概要

(1) 点呼の実施義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項)

(2) 点呼の記録義務違反【不実記載】

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)

(3) 運転者に対する指導監督義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

以上

《問合せ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官
担当：佐賀、三浦

TEL：022-791-7532